



こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(3・4年生用)

こた あ
答え合わせ



- ① ^{じてんしゃ}自転車には、^{じてんしゃあんぜん}「^{ようご}自転車安全用三そく」という^{こうつう}交通ルールがある。
ただ ^{ただ}正しければ **○** を、間ちがってれば **×** を書きましょう。

★かいせつ★

^{ただ}正しくは、
「^{じてんしゃあんぜん}自転車安全用^{ようご}五そく」

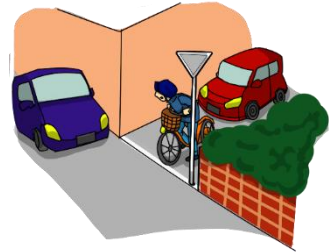
です。
^{じてんしゃ}自転車も ^{くるま}車のなかま
ですので、^{こうつう}交通ルールを
しっかりと ^{まも}守りましょう。



- ② 「^{こう}交^{てん}点^{ごう}では^{しんごう}しん号^しと^ま〇〇^{あんぜん}てい止^かを守^かって、安全^{かんじ}かく^かくにん」
○ に当てはまる言葉を漢字で書きましょう。

★かいせつ★

○ に入るのは「^{いちじ}一時」です。
^{こう}交^{てん}点^{ごう}は、^{こうつうじ}交通事^おこ^かが^お起^おこ^おり^おやす^おい^おき^おけん^おな
^{ばしよ}場所^{ごう}ですので、^{しんごう}しん号^{いちじ}や^し一時^してい^し止^しは^しかな^しら^しず
^{まも}守^さって、^{さゆう}左^{あんぜん}右^{つうこう}の安全^{つうこう}を^{つうこう}た^{つうこう}し^{つうこう}か^{つうこう}め^{つうこう}て^{つうこう}か^{つうこう}ら^{つうこう}通^{つうこう}行^{つうこう}し^{つうこう}ま^{つうこう}し^{つうこう}よ^{つうこう}う。



- ③ ^{じてんしゃ}自転車^のに乗^のるときは、^{ちやくよう}「^か〇〇〇〇^かを着^か用^か」
○ に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。

★かいせつ★

○ に入るのは「^{ヘルメット}ヘルメット」です。
^{じてんしゃ}自転車^じ事^{ひと}こ^{ひと}で^{ひと}な^{ひと}くな^{ひと}った^{ひと}人^{ひと}の
^ふ負^ふし^ふょう^ふ部^ふい^ふで^ふ一^ふ番^ふ多^ふい^ふの^ふは^ふ「^{あたま}頭^{あたま}」^{あたま}です。
^{じてんしゃ}自転車^のに乗^のるときは、^{あたま}頭^{まも}を^{まも}守^{まも}る^{まも}こ^{まも}と^{まも}が^{まも}大^{まも}事^{まも}です。
^{じぶん}自分^{たいせつ}の^{いのち}大^{いのち}切^{いのち}な^{いのち}命^{いのち}を^{いのち}守^{いのち}る^{いのち}た^{いのち}め^{いのち}に、^{じてんしゃ}自転車^のに乗^のるときは
かならずヘルメットをかぶりましょう。



<交通安全テスト> 解答・解説（3・4年生用）

- ① 自転車には、「自転車安全利用三則」という交通ルールがある。
正しければ **○** を、間違っていれば **×** を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

★ 自転車の安全利用を促進するため、自転車の交通ルールを定めた「自転車安全利用五則」があります。

※ このルールは、令和4年4月27日に全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化等を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機に、同年11月1日に改正されています。

【関係法令等】

● 改正後の自転車安全利用五則の内容

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

● 改正前

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
- 4 安全ルールを守る
 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 夜間はライトを点灯
 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

<指導のポイント>

自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならないためには、「自転車安全利用五則」の徹底が基本です。

自転車安全利用五則以外にも、自転車にはいろいろなルールがありますので、しっかり守って安全運転に努めましょう。

- ② 「交差点では信号と〇〇停止を守って、安全確認」
○ に当てはまる言葉を漢字で書きましょう。

【問題のポイント】

★ **○** に入るのは「一時」です。

問題①の「自転車安全利用五則」の「2」にあるように、交差点を通行する際は、信号と一時停止規制をしっかり守りましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務）

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない

ない。

● 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））

第1項

- 赤色の灯火
車両等は、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 人の形の記号を有する赤色の灯火
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
- 黄色の灯火
車両及び路面電車（以下「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。
ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。
- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅
横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。
- 青色の灯火
多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進（右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火
普通自転車は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。

第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅、又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次のとおりとする。

- 人の形の記号を有する青色の灯火
自転車は、直進をし、又は左折することができること。
- 人の形の記号を有する青色の灯火の点滅
自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。
- 人の形の記号を有する赤色の灯火
 - 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。
 - 3 交差点において既に左折している自転車は、そのまま進行することができること。
 - 4 交差点において既に右折している自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。

● 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止）

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、

第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

<指導のポイント>

交差点は、事故が起こりやすい危険な場所です。

信号や一時停止規制を必ず守って、左右の安全を確認してから通行するようにしましょう。

③ **自転車に乗るときは、「〇〇〇〇〇を着用」
〇 に当てはまる言葉をカタカナで書きましょう。**

【問題のポイント】

★ 自転車に乗るときは、自分の命を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

【関係法令等】

● 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、**児童又は幼児を自転車に乗車させるときは**、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）

★ 改正後（令和5年4月26日までに施行）

- 1 **自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。**
- 2 自転車の運転者は、**他人を当該自転車に乗車させるときは**、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、**児童又は幼児が自転車を運転するとき**は、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

（9）自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

<指導のポイント>

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、子供も大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。